附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定並びに附則第九条及び第十条の規定　公布の日

二　第三条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定　令和八年一月一日

（会計帳簿の記載等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の政治資金規正法（以下「新政治資金規正法」という。）第九条第一項第一号ヘ及び第十二条第一項第一号ト（新政治資金規正法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開催される政治資金パーティー（新政治資金規正法第八条の二に規定する政治資金パーティーをいう。以下この条及び附則第四条において同じ。）の対価に係る収入（新政治資金規正法第四条第一項に規定する収入をいう。以下この条において同じ。）で施行日以後に収受されるものについて適用し、施行日前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び施行日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で施行日前に収受されたものについては、なお従前の例による。

（データベースの整備等に関する経過措置）

第三条　新政治資金規正法第二十条第五項から第七項までの規定は、新政治資金規正法第十二条第一項の規定による報告書にあっては施行日以後に提出すべき期間が開始する当該報告書に記載された事項に関する情報について、新政治資金規正法第十七条第一項の規定による報告書にあっては施行日から起算して一年が経過した日以後に提出すべき事由が生じた場合における当該報告書に記載された事項に関する情報について適用する。この場合において、令和十年三月三十一日までの間に新政治資金規正法第二十条第一項の規定により公表された新政治資金規正法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に係る新政治資金規正法第二十条第六項の規定の適用については、同項中「当該日の属する年の十二月三十一日」とあるのは「令和十年四月一日」と、「第一項の規定により当該報告書が公表された日」とあるのは「同日」と、「同項の」とあるのは「第一項の」とする。

（政治資金パーティーの対価の支払に関する経過措置）

第四条　新政治資金規正法第二十二条の八第四項において準用する新政治資金規正法第二十二条の五の規定及び新政治資金規正法第二十二条の八第六項の規定は、施行日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で、施行日以後に支払を受け又は支払をするものについて適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条の十八第一項及び第二項の規定は、個人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に支出する同法第四十一条の十八第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金について適用し、個人が同日前に支出した第三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の項第一号イ中「第二十条、」を「第二十条第一項から第四項まで及び第七項、」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第七条　政治資金規正法の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「から第十四条まで」を「及び第十四条」に改める。

第十八条第一項中「、第十三条の二（前条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十八条の二第一項中「、第十三条の二」を削る。

第二十五条第一項第二号中「、第十三条の二第二項」を削る。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　政治資金規正法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、第十三条の二第二項、同条第四項において読み替えて適用する第十二条第一項」を削る。

附則第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで　削除

（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置）

第十条　政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第二項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後一年以内を目途として講ずるものとする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三号

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　政治資金監視委員会等の設置
第一節　政治資金監視委員会の設置（第二条―第十条）
第二節　政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会の設置（第十一条・第十二条）
第三章　その他の政治資金の透明性を確保するための措置（第十三条・第十四条）
第四章　財政措置等（第十五条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、最近における政治資金をめぐる状況に鑑み、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等について定めるものとする。